

平成20年度 税制改正要望項目

平成19年8月
金融庁



税制改正要望に関する基本的考え方

平成20年度税制改正要望に当たっては、いわゆる「骨太方針2007」等に掲げられた、

- ① 金融・資本市場の国際競争力の強化
 - ② 持続的で安心できる社会の実現
- に資する観点等から、必要な税制上の措置を要望

具体的要望項目

1. 金融・資本市場の国際競争力の強化 ～「貯蓄から投資へ」の推進～

(1) 金融商品課税の新たな枠組みの構築

(上場株式等の配当所得に係る現行税率の恒久化等、金融商品間の損益通算の範囲拡大)

(2) 確定拠出年金(401k)の改革等

(確定拠出年金に係る拠出制限の緩和等)

(3) 我が国金融・資本市場の魅力向上

(上場投資信託(ETF)に係る指数の個別列挙の廃止、恒久的施設(PE)に係る税制上の所要の措置等)

2. 持続的で安心できる社会の実現

◆ 現行の生命保険料控除・個人年金保険料控除の抜本的改組

(社会保障制度を補完する新たな商品開発の進展等を踏まえた制度の見直し)

3. その他

1. 金融・資本市場の国際競争力の強化 ～「貯蓄から投資へ」の推進～

(1) 金融商品課税の新たな枠組みの構築

【現行制度（個人投資家を対象）】

上場株式・公募株式投資信託等の配当所得(注) [～平成21年3月31日]	} 現行10% (本則20%)
上場株式・公募株式投資信託等の譲渡所得 [～平成20年12月31日]	

(注) 大口個人株主(5%以上保有)が受け取る配当を除く。

上場株式・公募株式投資信託等の配当所得、上場株式等の譲渡所得については15年度改正、公募株式投資信託の譲渡所得については16年度改正において導入。当初、平成19年(度)末までとされていたが、19年度改正において、それぞれ1年間の延長が行われている。

(参考) 平成19年度税制改正大綱(平成18年12月14日 自由民主党・公明党)(抜粋)

上場株式等の配当及び譲渡益に係る10%の軽減税率は、その適用期限を1年延長して、廃止する。この間、証券市場の状況、個人投資家の株式等の保有状況等を勘案し、金融商品間の損益通算の拡大策等を検討の上、成案を得て、平成21年(度)からの導入を目指す。なお、その際、市場の混乱を回避する観点から市場特例措置を講ずることも検討する。

○ 上場株式等の配当所得に係る現行税率(10%)の恒久化等

【現状】

現行の証券税制は、個人投資家の市場参加の促進等を目的に、「貯蓄から投資へ」の第一歩として、大きな役割

⇒ しかし、その流れは未だ道半ば。



【要望の考え方】

引き続き、「貯蓄から投資へ」の流れを推進するためには、以下の視点を踏まえつつ、投資家の立場に立った証券税制とすることが必要。

- ① リスク資産に投資しやすい環境の整備
- ② 市場の国際競争力の強化



【要望事項】

- 上場株式・公募株式投資信託等(※)の配当所得については、長期・安定的な投資の促進、法人税と所得税との二重課税調整の必要性もあり、現行税率(10%)を恒久化
- 上場株式・公募株式投資信託等(※)の譲渡所得については、「貯蓄から投資へ」の流れが定着するまでの、当分の間、現行税率(10%)を継続
- あわせて、金融商品間の損益通算の範囲拡大

(※) 非上場であっても、取引価格が公正に形成され、証券会社で取得価格が把握できるグリーンシート銘柄などを含める。

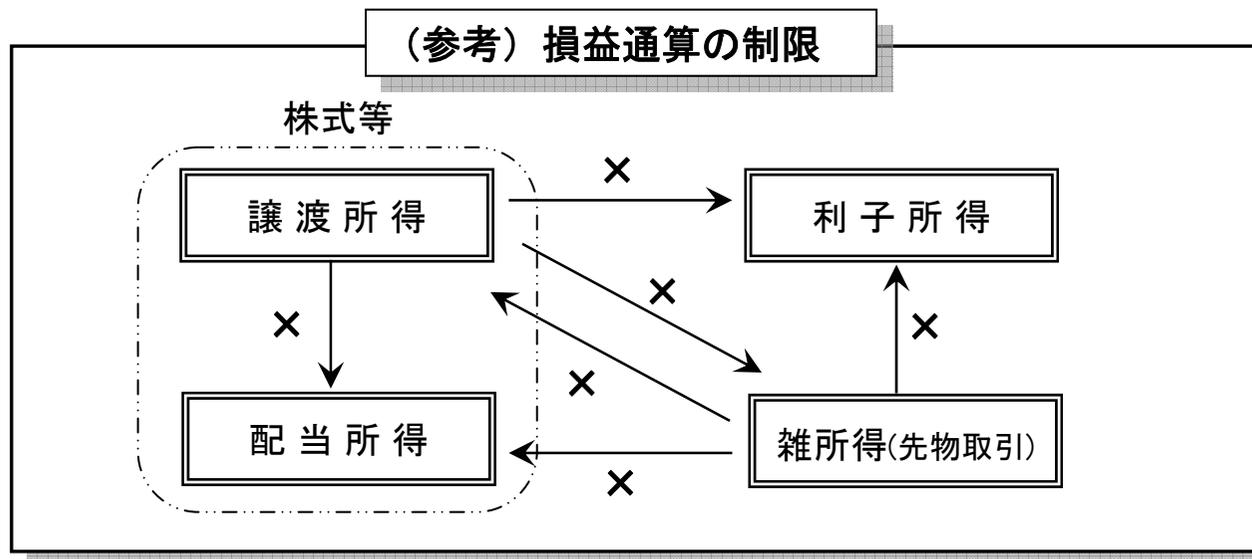
○ 金融商品間の損益通算の範囲拡大

【現行制度の問題点】

金融商品間の損益通算においては、株式譲渡所得と配当所得は同じ株式投資から生じる所得であるにもかかわらず、損益通算に制限（譲渡損と配当所得の通算不可）があるなど、リスク資産の損失が十分な配慮を受けていない。

【要望事項】

- 上場株式・公募株式投資信託等の譲渡所得及び配当所得との間の損益通算を認めること
- 損益通算に当たっては、特定口座を最大限活用すること
- 預金・債券等の利子所得及び先物取引に係る雑所得についても、損益通算の範囲を拡大すること



個人投資家に係る証券税制等の国際比較

先進諸外国・アジア諸国をみると、株式等譲渡益課税、配当課税ともに多くの国で何らかの優遇措置を講じている。

		日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
株式等	譲渡益課税	10% (2008年末まで) ※2009年以降は20% (申告分離)	長期 (12ヶ月超保有) : 2007年まで 5%、15% 2008年から 0%、15% + 地方税 (注1) (税率 10, 15, 25, 28, 33, 35%) ※2010年までの時限措置 短期 : 10%~35%+地方税 (注1)	10%、20%、40% 土地等の譲渡益と合わせて 8,800ポンド(約190万円)が 非課税 (総合課税)	原則非課税 投機売買 (12ヶ月以下保有) 等 譲渡益の 1/2 について : 15%~45% (注3) 他の投機売買所得と合わせて 年間譲渡益512ユーロ (約8万円) 以下であれば 非課税 (総合課税) ※2008年まで ※2009年以降は25%の源泉分離課税	長期 (8年超保有) : 非課税 (所得税 (注4)) 短期 : 16% (注4) 年間譲渡額15,000ユーロ (約223万円) 以下であれば 非課税 (申告分離)
	配当課税	申告不要 (源泉徴収 : 10%) (2009年3月末まで) ※2009年4月以降は20% 又は 10%~37%+住民税 配当税額控除 (申告をした場合配当所得の1割相当額を所得税額から控除する制度) (総合課税)	2007年まで 5%、15% 2008年から 0%、15% + 地方税 (注1) (税率 10, 15, 25, 28, 33, 35%) ※2010年までの時限措置 (源泉徴収 : なし)	部分的 インピュテーション方式 (注2) 10%、32.5% (源泉徴収 : なし) (総合課税)	受取配当の 1/2 を 課税所得に算入 15~45% (注3) (源泉徴収 : 20%) (総合課税) ※2008年まで ※2009年以降は25%の源泉分離課税	受取配当の 1/2 を 課税所得に算入 6.83~48.09% (注4) (源泉徴収 : なし) (総合課税)
	利子課税	20% (源泉徴収 : 20%) (源泉分離課税)	10%~35%+地方税 (注1) (源泉徴収 : なし) (総合課税)	10%、20%、40% (源泉徴収 : 20%) (総合課税)	15~45% (注3) (源泉徴収 : 30%) (転換社債等については25%) (総合課税) ※2008年まで ※2009年以降は25%の源泉分離課税	6.83~48.09% (注4) (源泉徴収 : なし) (総合課税) 又は 16% (注4) (源泉徴収 : 27%) (源泉分離課税)

(注 1) アメリカの税率等は州・地方政府によって異なる。

(注 2) イギリスにおける部分的インピュテーション方式とは、受取配当にその1/9を加えた額を課税所得に算入し、算出税額から受取配当額の1/9を控除する方法である。

(注 3) ドイツは他に連帯付加税 (税額の5.5%) が課税される。2009年より、一定の場合、法人においては支払利子の損金算入が制限される。

(注 4) フランスは他に社会保障関連税 (11%) が課税される。

(備考) 邦貨換算レートは、1ポンド=220円、1ユーロ=149円 (裁定外国為替相場 : 平成19年 (2007年) 1月から平成19年 (2007年) 6月までの間における実勢相場の平均値)。

出所 : 政府税制調査会資料

個人投資家に係る証券税制等の国際比較

		日本	中国	香港	シンガポール	韓国
株式等	譲渡益課税	10% (2008年末まで) ※2009年以降は20% (申告分離)	課税免除 財政部・国家税務総局規定 (本則：20%) 株式売買時に 印紙税0.3%が課税される	非課税 株式売買時に 印紙税0.1%が課税される	原則非課税 取引所以外の売買には 印紙税0.05%	上場・KOSDAQ 非課税 ^(注1) 非上場 10~20% ^(注1) (総合課税)
	配当課税	申告不要 (源泉徴収：10%) (2009年3月末まで) ※2009年4月以降は20% 又は 10~37%+住民税 配当税額控除 (申告をした場合配当所得の1割相当額を所得税額から控除する制度) (総合課税)	受取配当の 1/2 を課税 20% 財政部・国家税務総局規定 (源泉分離課税)	非課税	非課税	上場・KOSDAQ 16.5% (住民税込み) (源泉分離課税) 非上場 (源泉徴収：16.5%) (総合課税)
	利子課税	20% (源泉徴収：20%) (源泉分離課税)	20% (源泉分離課税)	非課税	3.75~21% (総合課税)	16.5% (住民税込み) (源泉分離課税)

(注1) 株式売却時に有価証券取引税(上場：0.15%+農漁村特別税0.15%、KOSDAQ：0.30%、非上場：0.50%)が課税される。

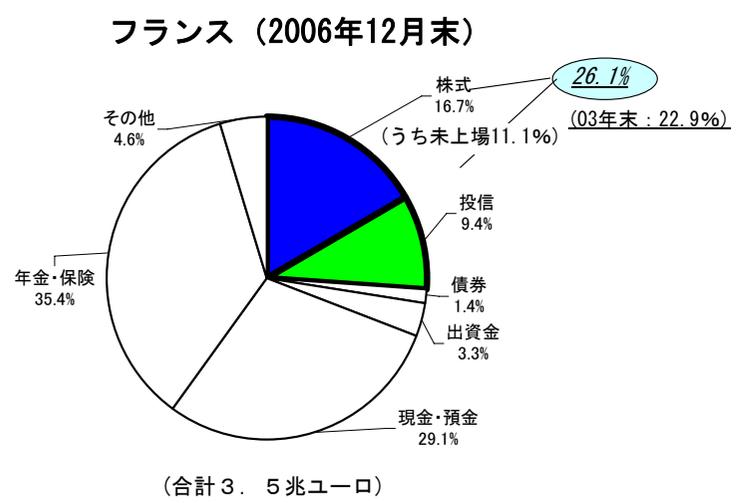
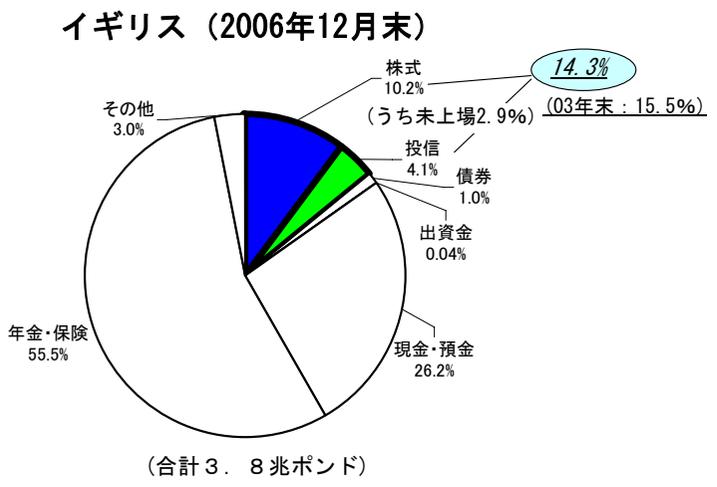
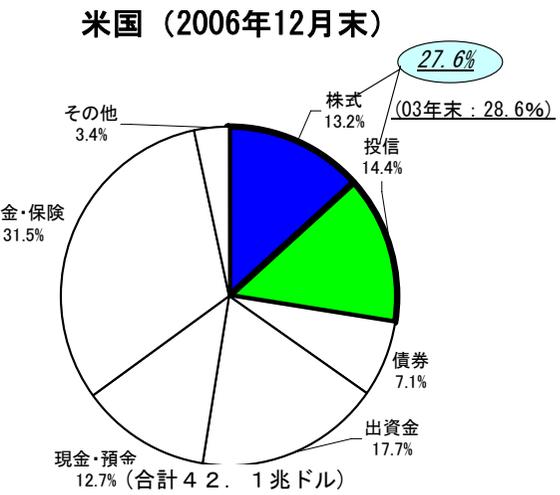
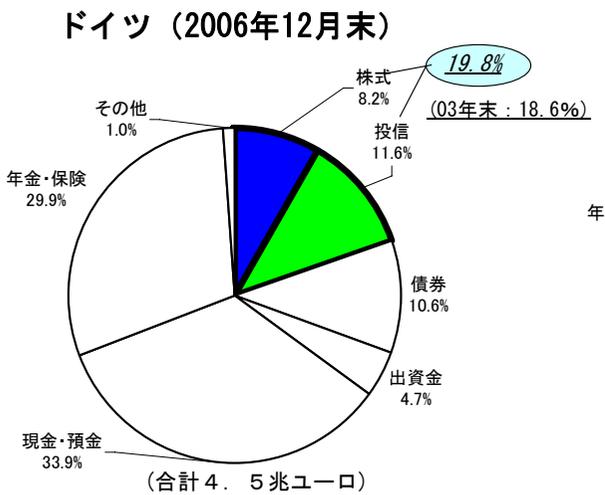
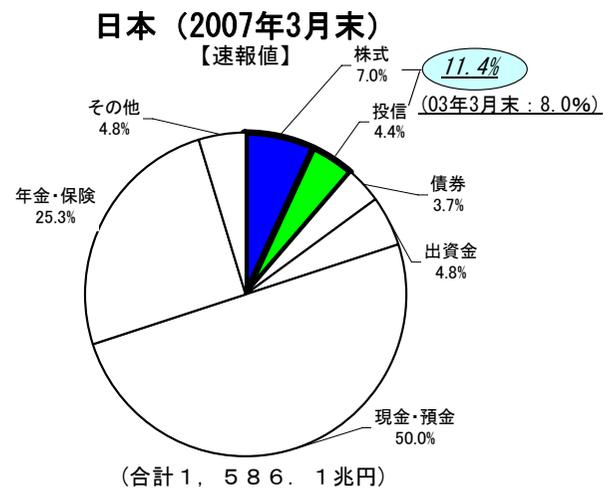
(注2) 各国の居住者の税制を記載。

出所：『2006年版アジアの証券市場』大和総研
 『図説アジアの証券市場(2004年版)』日本証券経済研究所

家計等の金融資産の構成比(日・独・米・英・仏)

我が国個人金融資産に占める株式・投資信託の構成比は、先進諸外国と比して依然として低い。

「貯蓄から投資へ」の流れを一層推進する必要

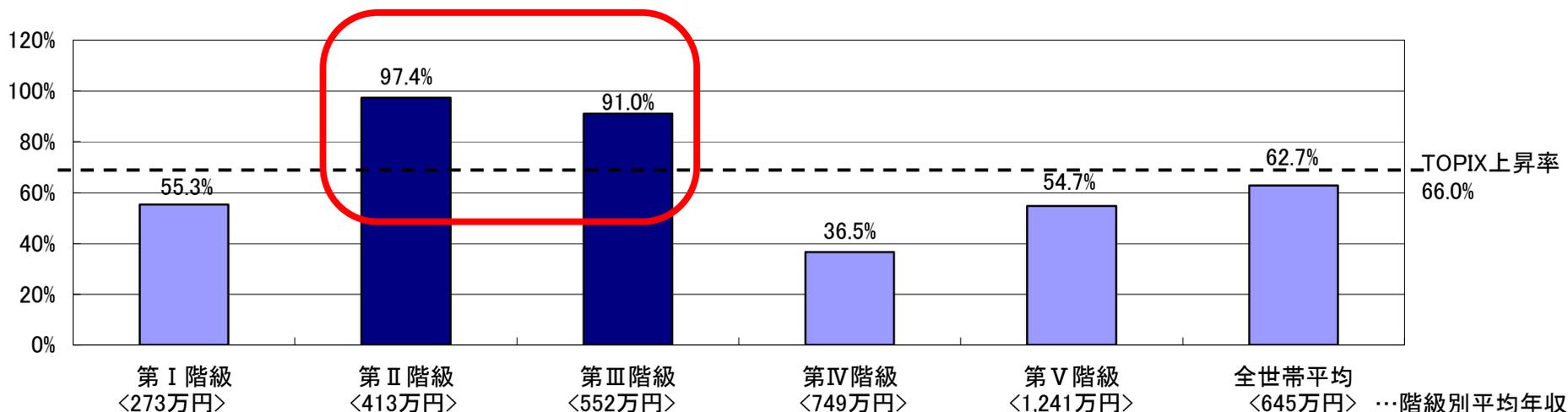


(注) 各国とも「家計」+「民間非営利団体」をベースとした数値である。
(出典) 各国資金循環統計

軽減税率導入の前後で株式・株式投信の保有を増やしているのは 高所得者層ではなく中所得者層

株式・株式投資信託(伸び率:2002年→2006年)

(出所)総務省「家計調査」



株式・株式投資信託(保有額:2002年→2006年)

(単位:万円)

暦年	年間収入5分位階級別 (<>内は階級毎の2006年における平均年収)					全世帯平均 <645>	(参考) TOPIX
	I <273>	II <413>	III <552>	IV <749>	V <1,241>		
2002(H14)	47	77	78	104	203	102	979.49
2006(H18)	73	152	149	142	314	166	1625.92

[備考] 2006年(平成18年)平均年収

第Ⅰ階級 273万円、第Ⅱ階級 413万円、第Ⅲ階級 552万円、第Ⅳ階級 749万円、第Ⅴ階級 1,241万円、全世帯平均 645万円

2006年(平成18年)階級別年収区分

第Ⅰ階級: ~353万円、第Ⅱ階級: 353~477万円、第Ⅲ階級: 477~639万円、第Ⅳ階級: 639~884万円、第Ⅴ階級: 884万円~

(注) 現行税率(10%)は2003年(平成15年)より開始(譲渡益は1月から、配当は4月から)。

(2) 確定拠出年金(401k)の改革等

○ 確定拠出年金に係る拠出制限の緩和

確定拠出年金を通じた投資を促進し、「貯蓄から投資へ」を推進するとともに、個人の資産形成を促進

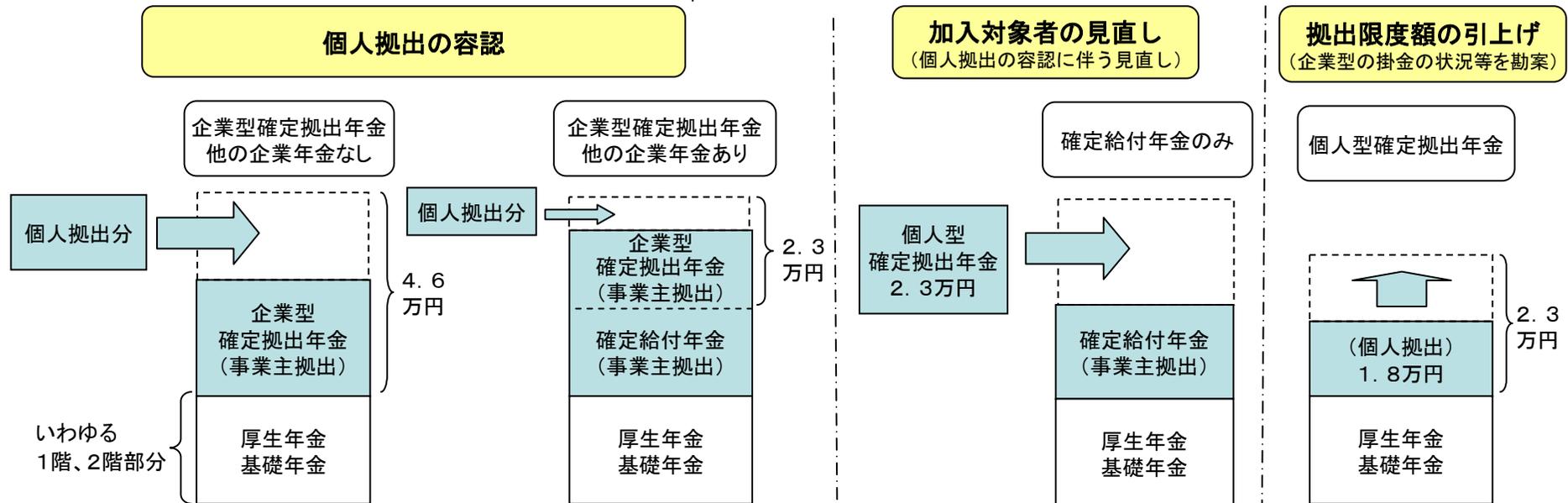
【現行制度の問題点】

確定拠出年金制度には、企業型と個人型がある。現在、企業型年金においては、個人拠出が認められていないなどの制約がある。

【要望事項】

確定拠出年金について、以下の点を認めること

- 企業型確定拠出年金における個人拠出の容認
- 個人型確定拠出年金の加入対象者の見直し
- 個人型確定拠出年金の拠出限度額の引上げ



○ 企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃

【要望事項】

企業年金等の積立金に対する特別法人税を撤廃すること

(注) 企業年金等の積立金に対する特別法人税(国税1%、地方税0.173%)については、平成11年度から、超低金利の状況、企業年金の財政状況等を踏まえ凍結されているが、平成19年度末に凍結期限を迎える。

(3) 我が国金融・資本市場の魅力向上

○上場投資信託(ETF)の多様化に対応した税制上の所要の措置

【要望事項】株式と同様の配当税額控除の対象となるETFに係る指数の個別列挙の廃止⇒包括指定
＜効果＞ 多様な指数に連動するETFを機動的に組成可能

○恒久的施設(PE)に係る税制上の所要の措置等

【要望事項】海外のファンドが国内で活動するファンドマネージャーと投資一任契約を締結する場合において、ファンドマネージャーがPEと認定されることにより、ファンドの運用益にも本邦で課税されるリスクを排除。
また、我が国で組成されたファンドが非居住者等に対して運用益から収益の分配をするとき、当該収益の分配について源泉徴収不適用。
＜効果＞ ファンドマネージャー及びファンドの海外逃避の防止

○租税条約に関する手続の簡素化

【要望事項】租税条約に基づく軽減税率適用にあたって、届出手続の簡素・合理化(居住者証明書の提出先の一本化等)
＜効果＞ 外国投資家の事務負担の軽減

○外国金融機関等との間で行われる債券現先取引に係る利子の非課税措置

【要望事項】外国金融機関等が受け取る債券現先取引の利子に係る非課税措置の延長又は恒久化
＜効果＞ 我が国公社債の流動性の向上及び効率性の確保

○非居住者等が受け取る振替社債利子の課税の特例措置

【要望事項】非居住者等が受け取る振替社債の利子について、振替国債や振替地方債と同様、非課税措置の対象とすること
＜効果＞ 社債市場を通じた我が国企業の資金調達の円滑化

2. 持続的で安心できる社会の実現

◆ 現行の生命保険料控除・個人年金保険料控除の抜本的改組

○ 遺族・老後・医療・介護保障に係る自助努力の支援（新たな生命保険料控除の創設）

社会保障制度の持続可能性の確保や世代間・世代内の不公平の是正が重要となっている中で、個々人が自己のライフプランに応じた遺族・老後・医療・介護保障に係る自助努力の拡充を行える環境を整備する。

【現行制度・問題点】

近年、個人のライフプランの多様化に伴い保障ニーズが多様化し、保険商品も多様化・複合化が進展。

現行の生命保険料控除及び個人年金保険料控除は、こうした環境変化に十分対応しきれていない。

【要望事項】

遺族・老後・医療・介護保障への多様なニーズ及び多様化・複合化した生命保険商品に対応した簡素でわかりやすい汎用的な自助努力を支援する制度（新たな生命保険料控除）に改組すること

現行制度

	生命 保険料控除	個人年金 保険料控除
対象となる 生活保障	遺族保障 (老後保障) 医療保障 介護保障	老後保障

税制改正要望

	総合生命保険料控除
対象となる 生活保障	遺族保障 老後保障 医療保障 介護保障

- 保障ニーズの多様化への対応
- 商品の多様化・複合化への対応

○ 医療・介護・年金保障に係る自助努力の支援（社会保障制度補完商品に関する保険料控除制度の創設）

社会保障制度の持続可能性の確保や世代間・世代内の不公平の是正が重要となっている中で、個々人が自己のライフプランに応じた医療・介護・年金保障に係る自助努力の拡充を行える環境を整備する。

【現行制度・問題点】
 少子・高齢化の急速な進行に伴い社会保障費用の増大が懸念される。
 したがって、公的な社会保障制度を補完する医療・介護・年金の民間保険商品の重点的な普及の充実・拡大を図る必要がある。



【要望事項】
 公的社会保障制度を補完する医療・介護・年金の各分野における保険商品の重点的な普及の充実・拡大のための自助努力を支援する制度を創設すること

現行制度

	生命 保険料控除	個人年金 保険料控除
対象となる 生活保障	遺族保障 (老後保障) 医療保障 介護保障	老後保障



社会保障制度を補完する商品について、控除制度を新設

税制改正要望

	生命 保険料控除	新たな 保険料控除
対象となる 生活保障	遺族保障 (老後保障)	老後保障 医療保障 介護保障

3. その他

- 非居住者等が受け取る民間国外債の利子等に係る非課税措置の延長
- 特別国際金融取引勘定(オフショア勘定)における利子の非課税措置の恒久化又は延長
- 生命保険料控除の対象契約の拡大(少額短期保険業者と締結した保険契約の追加)
- 死亡保険金の相続税非課税限度額の引上げ
- 保険会社に係る法人事業税の現行課税方式の維持
- 特定口座に係る税制上の所要の措置(保有株式の一部贈与による移管の容認など)
- 上場投資法人に係る導管性要件(非同族会社要件)の緩和
- 特定目的会社等に係る導管性要件の緩和など(適格機関投資家の範囲)
- 取得条項付新株予約権付社債に関する税制上の所要の措置
- 売買目的で保有する金銭債権に係る評価方法の見直し
- 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度額の引上げなど
- 公益法人制度改革に伴う公益信託に係る税制上の所要の措置
- 信託期間中に委託者兼受益者である法人が合併等した場合の信託終了時の不動産取得税の非課税措置
- 特定目的会社等が不動産を取得した場合等の登録免許税の軽減措置の延長
- 土地の価額を課税標準とする信託の登記に係る登録免許税の軽減措置の延長
- 預金保険法に基づく資本注入に係る資本の増加等の際の登録免許税の軽減措置の延長
- 電子記録債権の適切な利用が確保されること